

善意をありがとうございます

- あしながにさんの会
吉田図書館に児童図書計 23 冊
- カンクマ杯ゴルフコンペ
子ども夢基金に 17 万円

※順不同

●お詫びと訂正

広報つばめ8月号9ページ内に記事の誤りがありました。正しくは次のとおりです。お詫びして訂正します。

訂正箇所：「軽・中等度難聴者補聴器購入費助成事業」の助成対象

(誤) 市民税非課税世帯…購入費の2分の1(上限額3万円)

(正) 市民税課税世帯…購入費の2分の1(上限額3万円)

☎ 長寿福祉課 長寿福祉係 ☎ 0256・77・8175

ひとり親家庭等医療費助成(県親)の受給者証をお届けします

対象の人には、9月下旬に新しい受給者証を郵送します。

※対象であっても、所得制限により助成を受けられない場合は、申請却下通知書を郵送します。

☎ 次の条件すべてに該当する人

- ① 燕市に住所があるひとり親家庭の児童と、扶養している父、母または養育者(父または母が重度の障がいの状態にある配偶者と児童も含む)
- ② ひとり親家庭等医療費助成を申請または受給している。
- ③ 医療保険の被保険者または被扶養者である。
- ④ 生活保護を受けていない。

※条件を満たしているが、まだ一度も申請をしていない人は、お問い合わせください。

■新しい受給者証の有効期限
10月1日(出)～令和5年9月30日(出)まで

※児童が今年度中に満18歳になる場合は、令和5年3月31日(出)まで

※一定の障がいがある児童が今年度中に満20歳になる場合は、誕生日の前日まで

☎ 保険年金課 年金医療係 ☎ 0256・77・8133

令和5年度コミュニティ助成事業の申請を受け付けます

自治総合センターでは、地域コミュニティ活動に対する助成を行っています。

☎ コミュニティ組織(自治会)、自主防災組織など

■助成対象事業

- ① 一般コミュニティ助成事業
- ② コミュニティセンター助成事業
- ③ 青少年健全育成助成事業
- ④ 地域防災組織育成助成事業

※対象事業の詳細は、市ホームページをご確認ください▶▶▶

☎ ①～③…9月12日(月)まで / ④ 10月7日(金)まで

☎ ①～③ 地域振興課 協働推進係 ☎ 0256・77・8361

④ 防災課 防災対策係 ☎ 0256・77・8381

年金生活者支援給付金制度をご利用ください

この制度は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。

■請求手続き

対象者には日本年金機構から請求の案内が順次届きます。同封の「年金生活者支援給付金請求書」を記入し、提出してください。

※これから年金を受給しはじめる人は、老齢・障害・遺族年金の裁定請求とあわせて、手続きしてください。

■対象となる人

- 老齢基礎年金を受給している人の場合
(次の要件をすべて満たしている人)

 - ☑ 65歳以上である
 - ☑ 世帯全員の市民税が非課税となっている
 - ☑ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人の場合

 - ☑ 前年の所得額が約472万円以下である

☎ 給付金専用ダイヤル ☎ 0570・05・4092

☎ 三条年金事務所 ☎ 0256・32・2820

特設サイト▶

後期高齢者医療保険 10月1日(出)からの新しい保険証をお届けします

窓口負担割合の見直しに伴う2割負担新設のため、2回目の保険証を交付します。

【保険証の更新について】

- 現在お使いの保険証(空色)は、9月30日(金)で有効期限を迎えます。10月1日(出)からは、新しい保険証(オレンジ色)をお使いください。新しい保険証は、9月15日(木)に発送します。10月になっても保険証が届かなかったり、保険証の記載事項に誤りがあつたりした場合は、ご連絡ください。
- 新しい保険証(オレンジ色)に記載した自己負担割合(1割または2割もしくは3割)は、10月1日(出)から適用となる医療費の窓口負担割合です。

現在の保険証(空色)
〈有効期限〉
9月30日(金)まで

➔

新保険証(オレンジ色)
〈有効期限〉
10月1日(出)～
令和5年7月31日(日)まで

【窓口負担割合が2割となる人への配慮措置などについて】

◎ 2割負担への変更により影響が大きい外来医療について、10月1日(出)～令和7年9月30日(火)までの3年間、1割負担の場合と比べた1カ月の負担増を、最大でも3,000円までに抑える経過措置があります。

<配慮措置が適用される場合の計算例> ※入院の医療費は対象外

【例】外来医療にかかる1カ月の医療費総額が5万円の場合		
窓口負担割合1割のとき	①	5,000円
窓口負担割合2割のとき	②	1万円
負担割合見直しによる増加額	③ = ② - ①	5,000円
配慮措置による負担増加額の上限	④	3,000円
配慮措置による払戻しなど	⑤ = ③ - ④	2,000円

↑ 配慮措置：2割負担への変更により、1カ月5,000円の負担増となることを、3,000円までに抑えます。

※同一医療機関での受診の場合、上限額以上窓口で支払わなくてよい取り扱いとなります。複数の医療機関を受診した場合、1カ月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を後日高額療養費として払い戻します。

◎ 2割負担となる人で高額療養費の振込口座が未登録の人には、新潟県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送(9月下旬発送)します。必要事項をご記入の上、返信用封筒で提出ください。

☎ 保険年金課 年金医療係 ☎ 0256・77・8133

令和4年就業構造基本調査を実施します

ご協力をお願いします

総務省統計局では、日本の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的として10月1日現在で「就業構造基本調査」を実施します。調査結果は雇用政策、経済政策など、国や地方公共団体における各種行政施策の企画・立案のための基礎資料として活用されます。

9月上旬から、対象となっている調査区の世帯に調査員が伺います。調査の趣旨をご理解いただき回答をお願いします。

また、スマートフォンやパソコンでも回答できるインターネット回答をぜひご利用ください。回答いただいた情報は、厳重なセキュリティで保護されます。

☎ 総務課 情報統計室 ☎ 0256・77・8375

令和4年就業構造基本調査のページ▶

「へいご」の無料相談開設

10月1日(出)からの1週間を「法の目」週間として、くらしの無料相談所を開設します。相談は無料で、秘密は固く守られます。予約不要、直接会場へお越しください。同日に行政相談も行っています。

時・所 ☎ 10月5日(水) 午前10時～午後3時：中央公民館

館(行政相談は午前10時～午後1時) / ☎ 10月5日(水) 午後1時～4時：吉田ふれあいセンター

■相談内容 家庭内の問題(夫婦、親子、相続など)、子どもの問題、人権の問題、その他困りごとなど

☎ 市民課 市民生活係 ☎ 0256・77・8107

市役所内銀行派出所が、10月3日(月)から市役所直営の窓口にかわります

市役所内の第四北越銀行派出所を9月末に廃止し、10月3日(月)から会計課の窓口として収納業務を行います。燕市税や各種料金などのお支払いは、引き続き会計課の窓口で取り扱います。

■会計課窓口の取扱時間

前8時30分～午後5時15分(土・日曜日・祝日を除く)

☎ 会計課 会計係 ☎ 0256・77・8391